

高鍋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

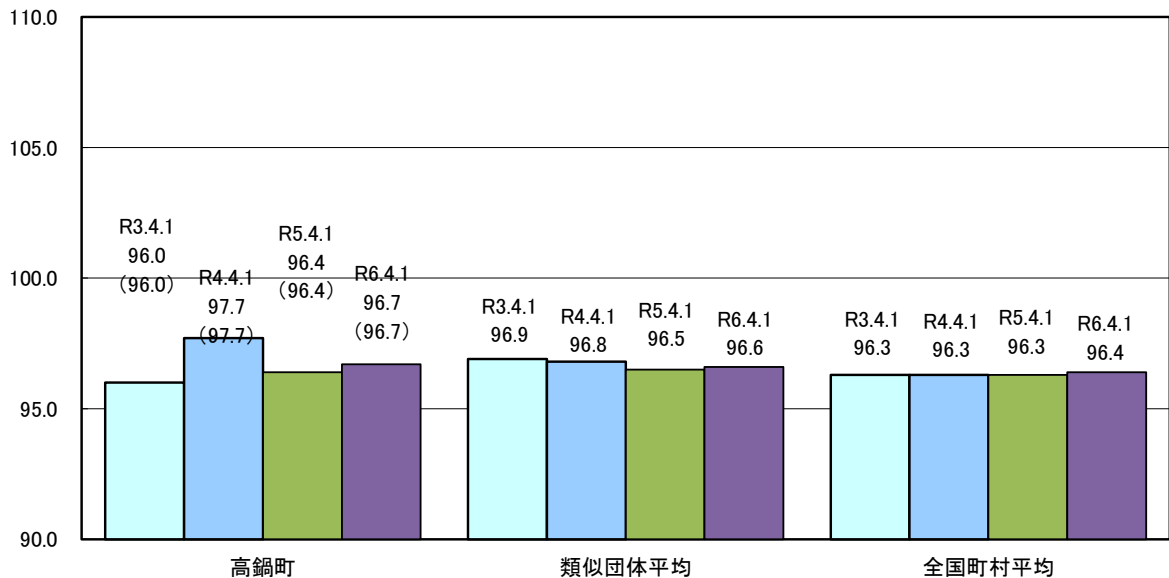
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 19,499	千円 10,696,969	千円 553,865	千円 1,552,436	% 14.5	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 154	千円 567,275	千円 62,438	千円 221,436	千円 851,149	5,527	5,755

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため記載不要

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 地域手当なし

(実施時期)

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 4月1日時点 の支給割合	平成28年度 4月1日時点 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
高鍋町の支給割合	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高 鍋 町	40.6 歳	308,300 円	343,200 円	330,064 円
宮 崎 県	42.4 歳	312,200 円	376,817 円	336,309 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類 似 団 体	42.1 歳	310,320 円	364,026 円	339,903 円

②技能労務職 ※該当職なし

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高鍋町	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高鍋町	—	—	—
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職 ※該当職なし

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
—	— 歳	— 円	— 円
—	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	高鍋町	宮崎県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,725 円	352,750 円	378,950 円	390,300 円
	高 校 卒	246,617 円	310,900 円	363,300 円	387,600 円

(注) 該当する職員がいない場合は、空欄となっています。

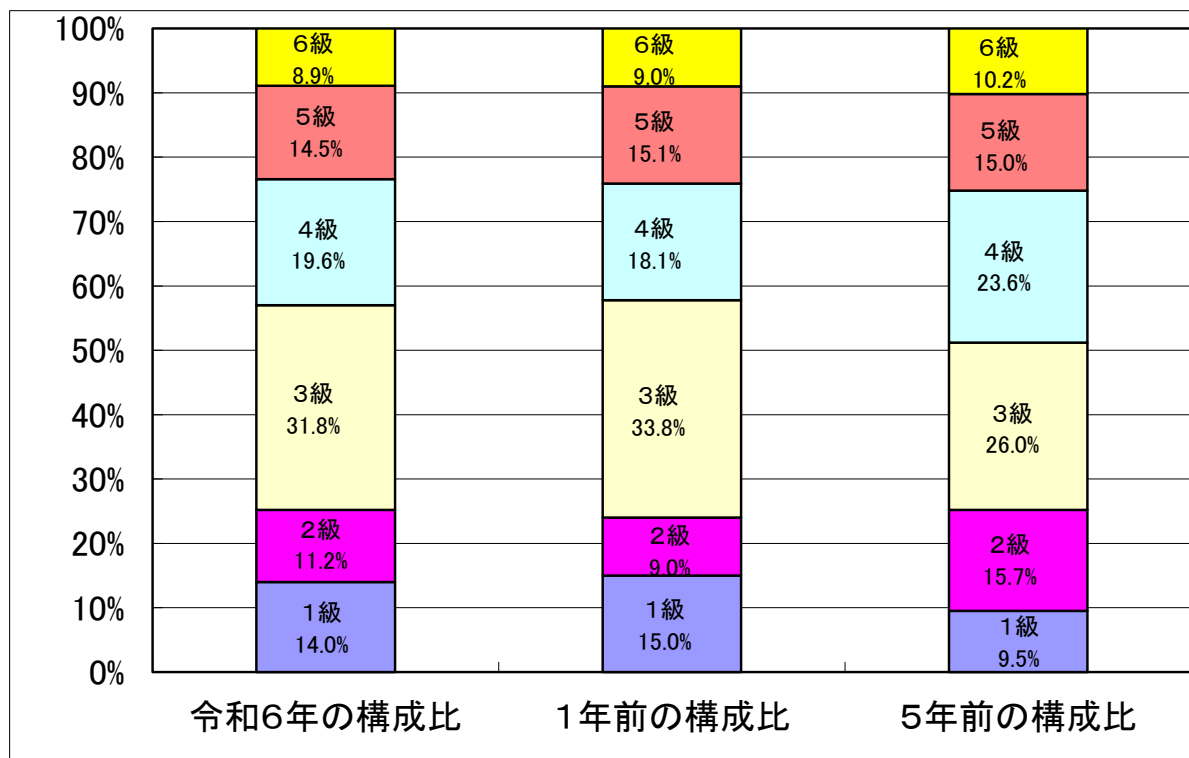
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

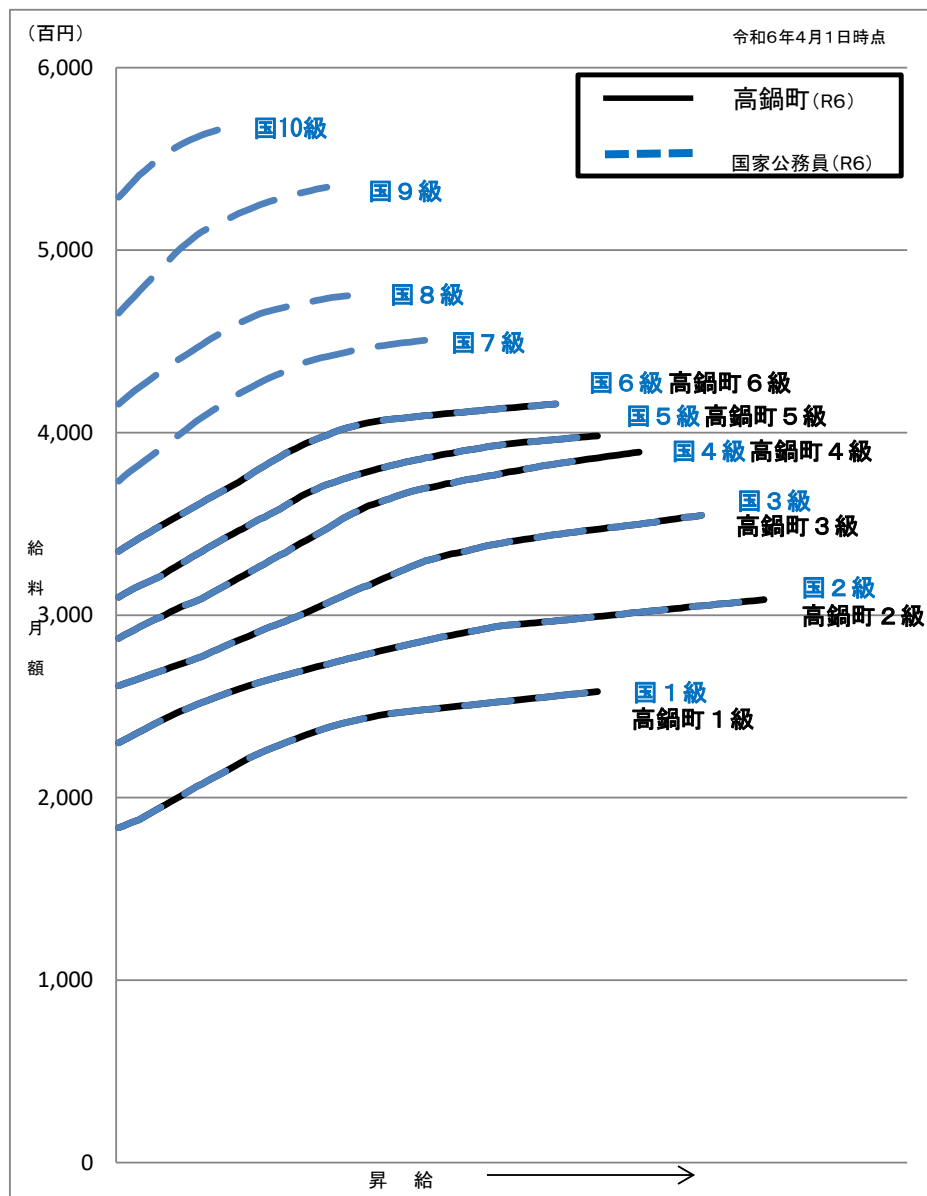
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	25 人	14.0 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事、技師	20 人	11.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任主事、主任技師、係長、主査	57 人	31.8 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長、主査	35 人	19.6 %	271,600 円	385,200 円
5 級	課長補佐、保育園長	26 人	14.5 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長、局長	16 人	8.9 %	323,100 円	411,300 円

(注) 1 高鍋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高鍋町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高鍋町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,531 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.40)月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%, 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%, 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(高鍋町)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給可能な成績率
活用している成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分	○	
標準の区分のみ(一律)		
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

高鍋町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分
最高限度 47.7090 月分 47.709000 月分	最高限度 47.7090 月分 47.709000 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 12,354 千円 19,979 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在) ※該当なし

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			125 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			11,318 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			6.6 %	
手当の種類(手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務従事手当	強制執行業務従事者	強制執行業務	125 千円	日額500円
感染症防疫作業手当	防疫作業従事者	感染症防疫作業	0 千円	日額500円
家畜伝染病防疫作業手当	防疫作業従事者	家畜伝染病防疫作業	0 千円	日額500円
死体措置従事手当	死体措置従事者	死体措置	千円	1件1,700円
危険作業従事手当	危険作業従事者	危険作業	千円	町長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	21,851 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	157 千円
支給実績(令和4年度決算)	30,690 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	216 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円等	同		15,702 千円	257,410 円
住居手当	最高支給額27,000円	同		16,062 千円	247,112 円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		5,238 千円	73,776 円
管理職手当	役職に応じて定額			9,387 千円	493,895 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長 (円)	719,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円/ 565,500 円
	副市町村長 (円)	583,000 円	760,000 円/ 518,500 円
	教 育 長 (円)	550,000 円	— 円/ — 円
報 酬	議 長 (円)	303,000 円	499,000 円/ 252,000 円
	副 議 長 (円)	227,000 円	430,000 円/ 202,000 円
	議 員 (円)	210,000 円	400,000 円/ 174,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長 教 育 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分 役職加算15%	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分 役職加算15%	
退職手当	市区町村長 副市町村長 教 育 長	(算定方式) 719,000円 × 48月 × 0.417 583,000円 × 48月 × 0.248 550,000円 × 48月 × 0.211	(1期の手当額) 1,439万円 694万円 557万円 (支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

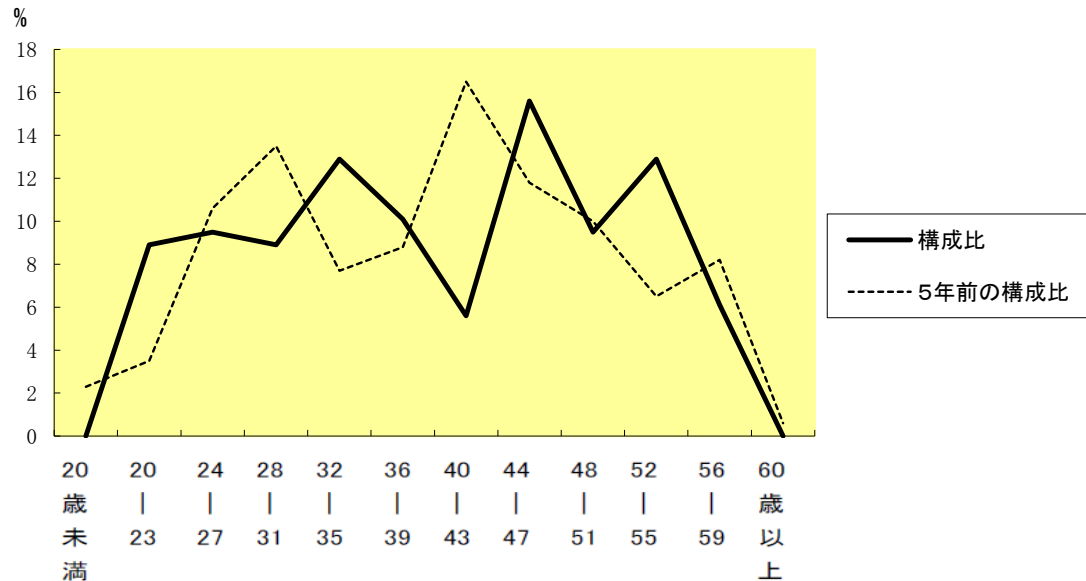
区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	新係設置に伴う増
		総務	44	37	7	
		税務	13	14	△ 1	
		民生	27	27	0	
		衛生	13	12	1	
		農林水産	18	18	0	
		商工	5	5	0	
		土木	13	15	△ 2	
		計	135	130	5	
	教育部門		25	24	1	<参考> 人口1万当たり職員数 69.23 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 77.91 人)
	消防部門					
	小 計		160	154	6	<参考> 人口1万当たり職員数 82.06 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 95.14 人)
公営企業計等部門	水道		5	5	0	
	下水道		3	3	0	
	その他		11	12	△ 1	
小 計			19	20	△ 1	
合 計			179	174	5	<参考> 人口1万当たり職員数 91.80 人
			[241]	[241]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 16	人 17	人 16	人 23	人 18	人 10	人 28	人 17	人 23	人 11	人 0	人 179

(3) 職員数の推移

区 分 部 門	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	125	126	126	128	130	135	10 (8.0%)
教 育	25	23	23	22	24	25	0 (0.0%)
普通会計計	150	149	149	150	154	160	10 (6.7%)
公営企業会計計	20	21	20	20	20	19	△ 1 (▲5.0%)
総合計	170	170	169	170	174	179	9 (5.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 430,047	千円 10,997	千円 37,638	% 8.8	% 7.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費3,860円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 5	千円 21,686	千円 4,048	千円 8,749	千円 34,483	6,897	6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高 鍋 町	40.6 歳	337,960 円	490,722 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高鍋町(企業職)	高鍋町	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高鍋町(企業職)			高鍋町			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	—
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年			
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年			
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	同左		
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額			
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～45％加算）			定年前早期退職特例措置（2～45％加算）			1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	12,354 千円	19,979 千円	11,058 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） ※該当なし

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 ※該当なし

支給実績(令和5年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
※特殊勤務手当(企業手当)は、平成19年度で廃止。				

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	2,241 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	448 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,533 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	507 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円等	同	—	318 千円	159,000 円
住居手当	最高支給額27,000円	同	—	718 千円	239,333 円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同	—	0 千円	0 円
管理職手当	役職に応じて定額			504 千円	504,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 323,774	千円 22,688	千円 23,344	% 7.2	% —

区 分	職員数 A 人	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 5年度	3	千円 11,337	千円 1,066	千円 4,702	千円 17,105

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,702	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高 鍋 町	43.9 歳	330,767 円	457,565 円
団 体 平 均	45.8 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高鍋町(企業職)	高鍋町	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,400 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,489 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高鍋町(企業職)	高鍋町	団体平均
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 4,406 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） ※該当なし

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 ※該当なし

支給実績(令和5年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
※特殊勤務手当(企業手当)は、平成19年度で廃止。				

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	426 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	142 千円
支給実績(令和4年度決算)	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	－ 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円等	同	－	180 千円	180,000 円
住居手当	最高支給額27,000円	同	－	330 千円	330 円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同	－	0 千円	0 円
管理職手当	役職に応じて定額			0 千円	0 円